

平成26 年度における「統計データの二次的利用」の実績・進捗状況
(平成 26 年度 統計法施行状況報告 (抜粋))

Ⅲ 調査票情報等の利用及び提供

1 調査票情報の二次利用

法第32条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、統計の作成等を行う場合又は統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができると規定されている。

平成26年度に、国の行政機関及び届出独立行政法人等が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は628件となっている（表16、資料16（P96）、資料18（P100）参照）。

表16 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用（平成26年度）

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う場合	
		統計の作成等を行う場合	統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合
内閣官房	0	－	－
内閣府	3	3	0
総務省	58	55	3
法務省	0	－	－
外務省	0	－	－
財務省	6	5	1
文部科学省	113	98	15
厚生労働省	188	184	4
農林水産省	99	93	6
経済産業省	112	104	8
国土交通省	46	43	3
環境省	3	3	0
防衛省	0	－	－
人事院	0	－	－
日本銀行	0	－	－
合計	628	588	40
(参考) 平成25年度の実績	643	593	50

注) 平成26年度に利用を開始したものの数であり、25年度以前から継続して利用しているものは含まない。

2 調査票情報の提供

法第33条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、

- ・ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関」という。）が、統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第33条第1号）
- ・ 公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第33条第2号）

に、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる」と規定されている。

後者の場合について、総務省令においては、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、

- ・ 公的機関と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- ・ 公的機関が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- ・ 国の行政機関、地方公共団体が政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

が規定されている。

平成26年度に、国の行政機関及び届出行政機関等が、法第33条第1号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は2,437件となっている。また、法第33条第2号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は281件となっている（表17、資料17（P98）、資料18（P100）参照）。

表17 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供（平成26年度）

統計調査 所管府省等名	法第33条第1号該当件数 (公的機関への提供)			法第33条第2号該当件数 〔公的機関が行う統計作成と同等の公益性を 有する統計の作成等を行う者への提供〕			
	統計の作成 等を行う場 合	統計を作成 するための 調査に係る 名簿を作成 する場合		公的機関と 共同して行 う調査研究 に係る統計 の作成等 を行う者への 提供	公的機関が 費用の全部 又は一部を 公募の方法 により補助 する調査研 究に係る統 計の作成等 を行う者への 提供	国の行政機 関、地方公 共団体が政 策の企画、 立案、実施 又は評価に 有用であると 認める等 の統計の作 成等を行う 者への提供	
内閣官房	0	-	-	0	-	-	-
内閣府	1	1	0	3	0	3	0
総務省	399	271	128	51	0	51	0
法務省	0	-	-	0	-	-	-
外務省	0	-	-	0	-	-	-
財務省	13	12	1	5	0	5	0
文部科学省	218	218	0	3	0	3	0
厚生労働省	1,286	1,281	5	152	10	138	4
農林水産省	40	34	6	3	0	3	0
経済産業省	335	317	18	52	0	52	0
国土交通省	140	140	0	12	1	8	3
環境省	5	5	0	0	-	-	-
防衛省	0	-	-	0	-	-	-
人事院	0	-	-	0	-	-	-
日本銀行	0	-	-	0	-	-	-
合計	2,437	2,279	158	281	11	263	7
(参考) 平成25年度の実績	2,504	2,354	150	244	10	227	7

注) 平成26年度に利用を開始したものの数であり、25年度以前から継続して利用しているものは含まない。

3 委託による統計の作成等の実施

法第34条においては、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）第10条に基づき、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認められる場合又は高等教育の発展に資すると認められる場合に、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等（以下「オーダーメイド集計」という。）を行い、これを提供することができると規定されている。

平成26年度末現在、国の行政機関及び届出行政機関等がオーダーメイド集計の対象としている統計調査は26調査（239年次分）となっている（資料19（1）（P104）参照）。これらのうち、13調査については、法第37条の規定に基づき、政令で定める独立行政法人等（独立行政法人統計センター）に委託してオーダーメイド集計の提供を実施している。

平成26年度のオーダーメイド集計の提供件数は29件となっている（表18、資料20（1）（P105）参照）。

表18 オーダーメイド集計の結果の提供件数（平成26年度）

統計調査 所管府省等名	オーダーメイド集計 の結果の提供件数	学術研究の発展 に資すると認め られる場合	高等教育の発展 に資すると認め られる場合	(参考)
				統計調査ごとに 計上した場合の 提供件数
内閣府	0	-	-	0
総務省	22	22	0	22
財務省	0	-	-	0
文部科学省	0	-	-	0
厚生労働省	4	4	0	4
農林水産省	0	-	-	0
経済産業省	0	-	-	0
国土交通省	2	2	0	2
日本銀行	1	1	0	1
合計	29	29	0	29
(参考) 平成25年度の実績	13	12	1	13

注) 1件の申出で複数の統計調査に係る匿名データの提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

4 匿名データの作成、提供

法第35条第1項においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等が、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができると規定されており、同条第2項においては、行政機関の長は、基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないと規定されている。

平成26年度においては、総務大臣から社会生活基本調査に係る匿名データの作成について、厚生労働大臣から国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について統計委員会に諮問が行われた。

注) 社会生活基本調査については、調査票Aに係る匿名データの提供が既に開始されていたが、調査票Bに係る匿名データについて改めて諮問が行われたものである。

また、国民生活基礎調査に係る匿名データについては、平成13年、16年及び19年調査の匿名データの提供が既に開始されていたが、10年及び22年調査の匿名データについて、匿名化手法に変更があったことから改めて諮問が行われたものである。

また、法第36条においては、統計法施行規則第10条及び第16条において準用する同令第11条から第14条までの規定に基づき、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合又は国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる場合には、一般からの求めに応じ、匿名データを提供することができると規定されている。

平成26年度末現在、国の行政機関が匿名データの提供を行っている統計調査は7調査（41年次分）となっている（資料19（2）（P104）参照）。これらのうち、6調査については、法第37条の規定に基づき、政令で定める独立行政法人等（独立行政法人統計センター）に委託して匿名データの提供を実施している。

平成26年度の匿名データの提供件数は37件となっている（表19、資料20（2）（P106）参照）。

表19 匿名データの提供件数（平成26年度）

統計調査 所管府省名	匿名データ の提供件数	学術研究の 発展に資す ると認めら れる場合	高等教育の 発展に資す ると認めら れる場合	国際社会にお ける我が国の 利益の増進等 に資すると認 められる場合	(参考) 統計調査ごと に計上した場合 の提供件数
総務省	33	32	1	0	41
厚生労働省	4	4	0	0	4
合計	37	36	1	0	45
(参考) 平成25年度の実績	41	37	4	0	47

注) 1件の申出で複数の統計調査に係る匿名データの提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

5 調査票情報等の適正管理のための措置

法第39条第1項においては、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長及び届出独立行政法人等は、調査票情報等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないと規定されている。

国の行政機関、政令で定める地方公共団体及び届出独立行政法人等におい

では、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(平成21年2月6日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)に基づき、又は同ガイドラインを参考として、調査票情報等を適正に管理するための措置(管理台帳の整備、研修の実施、点検・監査の実施等)を講じている。

平成26年度には、統計調査員や配達業者等が過失により調査票や調査対象名簿を紛失・誤配布するなどの管理上問題があると見られる事案が確認されたため、関係機関においては、管理の徹底についての指導等、再発防止に引き続き取り組んでいる。

V その他

3 指定委託法人の検討(法附則第17条に基づく本則第37条の見直しの検討)

法附則第17条においては、法の施行後5年を目途として、法第37条の規定*)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定されている。

*) オーダーメイド集計及び匿名データの提供については、事務の全部を委託する場合は、政令で定める独立行政法人等に委託することとされ、統計法施行令(平成20年政令第334号)第12条において、独立行政法人統計センターが指定されている。

平成26年度においては、総務省及び関係府省等において、これまでの委託の状況等を踏まえ検討した結果、現時点で特段の措置を講ずる必要がないとの結論に至った(資料29(P117)参照)。

【基本計画 事項別推進状況】

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保のための取組	○ 統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を果たすことが期待される独立行政法人統計センターのリソースを確保するよう努力する。 また、各府省を支援する観点から、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に係る各府省に共通する取組（一般用マイクロデータ（仮称）の作成、オンサイト利用等による調査票情報の利用、API機能の提供のためのデータ登録等）のうち、専門的な技術や知見を要し、一元的な検討・実施が効果的かつ効率的な事項については、独立行政法人統計センターの機能を最大限活用できるよう措置する。	総務省	平成26年度から実施する。
(4) 統計リテラシー等の向上	○ 広く一般的に活用可能な「一般用マイクロデータ（仮称）」については、利用者ニーズの把握を行った上で、作成に関する検討を行い、早期に提供を開始する。	総務省	平成27年度から実施する。
4 統計データの有効活用の推進 (1) 調査票情報等の提供及び活用	○ オーダーメイド集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進める。また、オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。 さらに、利用者のニーズに留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	総務省、各府省	平成26年度から検討する。
	○ 調査票情報の提供については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、リモートアクセスを含むオンサイト利用やプログラム送付型集計・分析といった新たな利用方法の実現を目指し、役割分担の整理を含め、実用化に向けた検討を行う。	総務省、各府省	平成26年度から検討する。
	○ 匿名データの作成及び提供については、利用者のニーズや匿名性の確保と有用性の向上に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	各府省	平成26年度から実施する。
	○ 匿名データの年次追加に伴う手続の簡素化について検討する。	内閣府（統計委員会）、総務省	平成26年度から検討する。
	○ 「統計データ・アーカイブ（仮称）」の整備については、整備対象とするデータの範囲を、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、調査票情報等を活用する上で必要なデータ（メタデータ）の整備を拡充する方向で具体的な検討を進めるとともに、名称についても、その目的が明確になるように変更を検討する。	総務省、各府省	平成28年度末までに結論を得る。

平成26年度の検討状況又は進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> 政府統計共同利用システム（統計情報データベース及びAPI機能）の統計情報データベースに統計データが登録されていない国民経済計算や産業連関表等の基幹統計について、最初の登録作業を政府統計共同利用システムを運用・管理している独立行政法人統計センターで平成27年度から代行することとした。 リモートアクセスを活用したオンサイト利用については、総務省統計局と独立行政法人統計センターの間で「調査票情報等の提供の在り方の見直しに関するPT」を設置して検討を行い、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」において、その状況について報告した。平成27年度以降は、中央データ管理施設の管理を行う者として、独立行政法人統計センターのリソースを活用することも視野に入れ、その具体化に向けて引き続き検討を行う。
<ul style="list-style-type: none"> 「一般用マイクロデータ（仮称）」の作成については、独立行政法人統計センターが利用者アンケートにより、利用者ニーズの把握を行った。また、総務省統計局と統計センターの間で「調査票情報等の提供の在り方の見直しに関するPT」を設置し、作成及び提供に向けた検討を行った。
<ul style="list-style-type: none"> オーダーメイド集計の利用条件の緩和については、民間企業へのヒアリングや「統計データの二次的利用促進に関する研究会」等において意見を聴取し検討を行い、基本的な方向性（利用目的や公表義務など利用者にある程度の制約を課す。）を定めた。当該基本的な方向性に従い、具体的な利用条件について更に検討を進めている。 <p>オンデマンド集計については、その実用化に向けた秘匿処理技術等に係る研究を、一般用マイクロデータ（仮称）の作成及び提供に関する研究と一体的に行うこととし、検討を進めている。</p> <p>平成26年度において、国の行政機関及び日本銀行がオーダーメイド集計の提供対象とした統計調査は、26調査（239年次分）であり、25年度における提供対象と比較して、新たに提供を開始した統計調査は無かったが、36年次分のデータが追加された。</p>
<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ確保に万全を期すとともに、多様なデータの利用など利用者の利便性を図りつつ、施設の運用・管理、審査の効率化のため、「リモートアクセスを活用したオンサイト利用」の仕組みを構築することとし、平成28年度中の運用開始に向けたスケジュールや施設の在り方に関する課題と対応について整理した。
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度において、国の行政機関が匿名データの提供対象とした統計調査は、7調査（41年次分）であり、25年度における提供対象と比較して、新たに提供を開始した統計調査は無かったが、1年次分のデータが追加された。 また、社会生活基本調査（総務省）の調査票B（平成13年及び18年）及び国民生活基礎調査（厚生労働省）（平成10年及び22年）に係る匿名データの作成について、統計委員会において審議され、いずれも調査客体の匿名性及び学術研究等における有用性がおおむね確保されるものと認められることから、適当であるとされた（これらの匿名データについては平成27年度中の提供開始を予定している。）。
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度は、統計委員会匿名データ部会の構成員において、諮問及び部会審議の必要性、部会審議の効率化のための工夫について意見交換を行った。27年度中に手続の簡素化に関する方針を取りまとめる予定。
<ul style="list-style-type: none"> 「統計データ・アーカイブ（仮称）」の整備については、「調査票情報等の提供及び活用の促進の基礎」となるための窓口機能、研究助言機能、秘匿審査機能等が重要となるため、関連する「リモートアクセスを活用したオンサイト利用」の検討の進展を踏まえ、今後、具体化を進める。

資料16 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用(実績)(平成26年度)

区分	利用件数		
	統計の作成等	名簿作成	
内閣府	3	3	0
企業行動に関するアンケート調査	1	1	0
法人企業景気予測調査	1	1	0
特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査	1	1	0
総務省	58	55	3
科学技術研究調査(※)	1	1	0
家計調査(※)	6	6	0
経済センサス-基礎調査(※)	3	3	0
経済センサス-活動調査(※)	16	13	3
小売物価統計調査(※)	3	3	0
国勢調査(※)	10	10	0
個人企業経済調査(※)	2	2	0
就業構造基本調査(※)	5	5	0
住宅・土地統計調査(※)	6	6	0
労働力調査(※)	3	3	0
全国消費実態調査(※)	3	3	0
財務省	6	5	1
法人企業統計調査(※)	5	4	1
法人企業景気予測調査	1	1	0
文部科学省	113	98	15
学校基本調査(※)	94	79	15
学校教員統計調査(※)	6	6	0
社会教育調査(※)	3	3	0
子供の学習費調査	1	1	0
児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	3	3	0
地方教育費調査	6	6	0
厚生労働省	188	184	4
医療施設調査(※)	9	8	1
患者調査(※)	12	12	0
国民生活基礎調査(※)	24	24	0
人口動態調査(※)	20	19	1
賃金構造基本統計調査(※)	9	9	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	3	3	0
院内感染対策サーベイランス	2	2	0
衛生行政報告例	1	1	0
介護給付費実態調査	32	32	0
介護サービス施設・事業所調査	21	20	1
国民健康・栄養調査	2	2	0
雇用動向調査	4	4	0
就労条件総合調査	2	2	0
社会医療診療行為別調査	8	8	0
社会福祉施設等調査	7	6	1
社会保障・人口問題基本調査	8	8	0
出生児縦断調査	1	1	0
中高年者縦断縦断調査	1	1	0
賃金引上げ等の実態に関する調査	1	1	0
乳幼児身体発育調査	1	1	0
病院報告	4	4	0
福祉行政報告例	10	10	0
平成24年福島県患者調査	4	4	0
労働安全衛生調査(実態調査)	1	1	0
労働経済動向調査	1	1	0

区分	利用件数		
	統計の作成等	名簿作成	
農林水産省	99	93	6
牛乳乳製品統計調査(※)	1	1	0
漁業センサス(※)	12	10	2
農業経営統計調査(※)	27	27	0
農林業センサス(※)	28	26	2
木材統計調査(※)	2	2	0
6次産業化総合調査	7	5	2
漁業経営調査	1	1	0
食品循環資源の再生利用等実態調査	2	2	0
新規就農者調査	2	2	0
農業構造動態調査	6	6	0
農業物価統計調査	1	1	0
集落営農実態調査	10	10	0
経済産業省	112	104	8
経済産業省生産動態統計調査(※)	31	29	2
経済産業省特定業種石油等消費統計調査(※)	4	3	1
経済センサス-活動調査(※)	9	8	1
工業統計調査(※)	11	9	2
商業統計調査(※)	3	3	0
企業活動基本調査(※)	20	19	1
海外現地法人四半期調査	1	1	0
海外事業活動基本調査	25	24	1
外資系企業動向調査	3	3	0
情報処理実態調査	1	1	0
情報通信業基本調査	1	1	0
中小企業実態基本調査	2	2	0
鉄鋼生産内訳月報	1	1	0
国土交通省	46	43	3
建設工事統計調査(建設工事受注動態統計調査、建設工事施工統計調査)(※)	2	0	2
建築着工統計調査(※)	4	3	1
法人土地・建物基本調査(※)	1	1	0
建築物リフォーム・リニューアル調査	3	3	0
住生活総合調査	1	1	0
宿泊旅行統計調査	3	3	0
全国貨物純流動調査	5	5	0
全国都市交通特性調査	10	10	0
東京都市圏物資流動調査	1	1	0
東京都市圏パーソントリップ調査	2	2	0
中京都市圏パーソントリップ調査	2	2	0
パーソントリップ調査	4	4	0
平成21年度空家実態調査	1	1	0
訪日外国人消費動向調査	5	5	0
旅行・観光消費動向調査	1	1	0
旅客県間流動調査	1	1	0
環境省	3	3	0
水質汚濁物質排出量総合調査	1	1	0
大気汚染物質排出量総合調査	2	2	0
合計	628	588	40

注1) 平成26年度に利用を開始したものの件数であり、25年度以前から継続して利用しているものは含まない。

注2) 調査名の末尾に「(※)」を付した統計調査は、基幹統計調査であることを示す。また、統廃合された統計調査を含んだ件数となっている。

注3) 1件の申請で複数の利用目的に該当するものについては、利用目的ごとに件数を計上している。

資料17 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供(実績)(平成26年度)

区分	33条第1号			33条第2号			
	統計の作成等	名簿作成		公的機関(1号)	調査研究(2号)	特別な事由(3号)	
内閣府	1	1	0	3	0	3	0
企業行動に関するアンケート調査	1	1	0	0	0	0	0
青少年のインターネット利用環境実態調査	0	0	0	1	0	1	0
法人企業景気予測調査	0	0	0	1	0	1	0
民間企業投資・除却調査	0	0	0	1	0	1	0
総務省	399	271	128	51	0	51	0
科学技術研究調査(※)	5	5	0	2	0	2	0
家計調査(※)	11	11	0	3	0	3	0
経済センサス-基礎調査(※)	35	30	5	4	0	4	0
経済センサス-活動調査(※)	188	66	122	4	0	4	0
小売物価統計調査(※)	32	32	0	0	0	0	0
国勢調査(※)	22	22	0	3	0	3	0
社会生活基本調査(※)	3	3	0	6	0	6	0
就業構造基本調査(※)	11	11	0	9	0	9	0
住宅・土地統計調査(※)	38	37	1	3	0	3	0
全国消費実態調査(※)	5	5	0	10	0	10	0
労働力調査(※)	48	48	0	6	0	6	0
サービス産業動向調査	1	1	0	0	0	0	0
貯蓄動向調査	0	0	0	1	0	1	0
財務省	13	12	1	5	0	5	0
法人企業統計調査(※)	13	12	1	4	0	4	0
法人企業景気予測調査	0	0	0	1	0	1	0
文部科学省	218	218	0	3	0	3	0
学校基本調査(※)	209	209	0	1	0	1	0
学校教員統計調査(※)	3	3	0	1	0	1	0
社会教育調査(※)	2	2	0	0	0	0	0
体力・運動能力調査	3	3	0	1	0	1	0
民間企業の研究活動に関する調査	1	1	0	0	0	0	0
厚生労働省	1,286	1,281	5	152	10	138	4
医療施設調査(※)	53	53	0	9	0	9	0
患者調査(※)	7	7	0	4	0	4	0
国民生活基礎調査(※)	24	22	2	15	0	15	0
人口動態調査(※)	876	875	1	54	9	41	4
賃金構造基本統計調査(※)	67	67	0	5	0	5	0
毎月勤労統計調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
薬事工業生産動態統計調査(※)	38	38	0	0	0	0	0
21世紀出生児縦断調査	1	1	0	15	0	15	0
21世紀成年者縦断調査	1	1	0	3	0	3	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	1	1	0	5	0	5	0
医療扶助実態調査	0	0	0	1	0	1	0
院内感染対策サーベイランス	0	0	0	1	0	1	0
介護給付費実態調査	0	0	0	3	0	3	0
介護サービス施設・事業所調査	38	38	0	1	0	1	0
国民健康・栄養調査	28	28	0	13	0	13	0
雇用動向調査	2	2	0	1	0	1	0
雇用均等基本調査	1	1	0	0	0	0	0
児童養護施設入所児童等調査	1	1	0	0	0	0	0
社会医療診療行為別調査	0	0	0	3	0	3	0
社会福祉施設等調査	22	22	0	0	0	0	0
社会保障・人口問題基本調査	2	2	0	0	0	0	0
受療行動調査	0	0	0	2	0	2	0
地域児童福祉事業等調査	0	0	0	1	0	1	0
地域保健・健康増進事業報告	22	22	0	0	0	0	0
中高年者縦断調査	0	0	0	6	0	6	0
乳幼児身体発育調査	1	1	0	0	0	0	0
能力開発基本調査	0	0	0	1	1	0	0
病院報告	49	49	0	6	0	6	0
平成24年福島県患者調査	0	0	0	1	0	1	0
保健福祉動向調査	0	0	0	1	0	1	0
労使関係総合調査	51	49	2	0	0	0	0
労働者健康状況調査	0	0	0	1	0	1	0

区分	33条第1号	統計の作成等	名簿作成	33条第2号	公的機関(1号)	調査研究(2号)	特別な事由(3号)	
農林水産省	40	34	6	3	0	3	0	0
海面漁業生産統計調査(※)	1	1	0	0	0	0	0	0
牛乳乳製品統計調査(※)	5	5	0	0	0	0	0	0
漁業センサス(※)	4	2	2	0	0	0	0	0
作物統計調査(※)	1	1	0	0	0	0	0	0
農業経営統計調査(※)	6	6	0	2	0	2	0	0
農林業センサス(※)	9	5	4	1	0	1	0	0
木材統計調査(※)	2	2	0	0	0	0	0	0
6次産業化総合調査	1	1	0	0	0	0	0	0
漁業経営調査	1	1	0	0	0	0	0	0
産業連関構造調査	1	1	0	0	0	0	0	0
集落営農実態調査	1	1	0	0	0	0	0	0
森林組合一斉調査	1	1	0	0	0	0	0	0
水産物流通調査	2	2	0	0	0	0	0	0
特定作物統計調査	1	1	0	0	0	0	0	0
内水面漁業生産統計調査	3	3	0	0	0	0	0	0
農業構造動態調査	1	1	0	0	0	0	0	0
経済産業省	335	317	18	52	0	52	0	0
経済産業省企業活動基本調査(※)	0	0	0	35	0	35	0	0
経済産業省生産動態統計調査(※)	53	53	0	0	0	0	0	0
経済産業省特定業種石油等消費統計調査(※)	2	2	0	0	0	0	0	0
経済センサス-活動調査(※)	71	67	4	1	0	1	0	0
工業統計調査(※)	160	150	10	1	0	1	0	0
商業統計調査(※)	12	12	0	0	0	0	0	0
商業動態統計調査(※)	3	3	0	0	0	0	0	0
特定サービス産業実態調査(※)	4	2	2	0	0	0	0	0
海外事業活動基本調査	0	0	0	15	0	15	0	0
外資系企業動向調査	3	2	1	0	0	0	0	0
工場立地動向調査	15	15	0	0	0	0	0	0
商品流通調査	1	1	0	0	0	0	0	0
情報処理実態調査	1	1	0	0	0	0	0	0
中小企業実態基本調査	2	2	0	0	0	0	0	0
特定サービス産業動態統計調査	6	5	1	0	0	0	0	0
非鉄金属海外鉱等受入調査	1	1	0	0	0	0	0	0
非鉄金属等需給動態統計調査	1	1	0	0	0	0	0	0
国土交通省	140	140	0	12	1	8	3	3
建築着工統計調査(※)	11	11	0	0	0	0	0	0
法人土地・建物基本調査(※)	4	4	0	0	0	0	0	0
観光地域経済調査	1	1	0	0	0	0	0	0
建築副産物実態調査	3	3	0	0	0	0	0	0
住生活総合調査	2	2	0	0	0	0	0	0
住宅市場動向調査	1	1	0	2	0	2	0	0
宿泊旅行統計調査	20	20	0	0	0	0	0	0
全国貨物純流動調査	7	7	0	0	0	0	0	0
全国都市交通特性調査	3	3	0	0	0	0	0	0
東京都市圏パーソントリップ調査	9	9	0	1	0	1	0	0
中京都市圏パーソントリップ調査	14	14	0	3	0	1	2	2
京阪神都市圏パーソントリップ調査	13	13	0	1	0	1	0	0
パーソントリップ調査	28	28	0	4	0	3	1	1
大都市交通センサス	12	12	0	1	1	0	0	0
土地保有移動調査	1	1	0	0	0	0	0	0
訪日外国人消費動向調査	9	9	0	0	0	0	0	0
旅行・観光消費動向調査	2	2	0	0	0	0	0	0
環境省	5	5	0	0	0	0	0	0
大気汚染物質排出量総合調査	3	3	0	0	0	0	0	0
水質汚濁物質排出量総合調査	2	2	0	0	0	0	0	0
合計	2,437	2,279	158	281	11	263	7	7
(参考) 内訳(提供先)								
国	165	150	15	8	0	8	0	0
地方公共団体	2,141	2,002	139	0	0	0	0	0
大学	58	58	0	204	6	194	4	4
独立行政法人等その他	73	69	4	69	5	61	3	3

注1) 平成26年度中に利用を開始したものの件数であり、25年度以前から継続して利用しているものは含まない。

注2) 区分欄の統計調査名の末尾に「(※)」を付した統計調査は、基幹統計調査であることを示す。また、統廃合された統計調査を含んだ件数となっている。

注3) 提供先の属性(国、地方公共団体、大学、独立行政法人等その他の別)について、国立大学法人は、「大学」に含まれる。また、機関に所属する者が個人として統計法第33条第2号の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合も、所属する機関の分類に含めている。

資料 18 「調査票情報の二次利用及び提供」の活用事例
(平成 26 年度)

平成 26 年度における調査票情報の二次利用の件数は、91 調査に係る 628 件となっている。

また、国の行政機関が、公的機関へ調査票情報を提供した件数（法第 33 条第 1 号に該当するもの）は、90 調査に係る 2,437 件（提供先別の内訳は、国：165 件、地方公共団体：2,141 件、大学：58 件、独立行政法人等その他：73 件）となっており、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等を行う者への提供件数（法第 33 条第 2 号に該当するもの）は、54 調査に係る 281 件（提供先別の内訳は、国：8 件、大学：204 件、独立行政法人等その他：69 件）となっている。

具体的な利用目的等の例は表のとおりであり、各種政策の立案等に係る基礎資料へ活用されている。具体的には、①白書や年次報告書等の作成のために用いる場合、②審議会等で利用する資料作成のために用いる場合、③国政・地方行政の各種基本計画等の作成に用いる場合、④統計調査等のために用いる場合（統計調査の名簿作成及びプレプリント、調査手法や推計方法等の検討、加工統計（国民経済計算、県民経済計算等）の作成等）などに分類できる。

- (備考) 1 提供先別の内訳について、機関に所属する者が法第 33 条第 2 号の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合も、所属する機関の分類に含めて整理している。
- 2 利用目的（研究テーマ）は研究者にとっての秘密に該当する可能性があるため、法第 33 条第 2 号に該当するものは具体例として挙げていない。
- 3 オーダーメイド集計及び匿名データを利用した研究事例については、(独)統計センターHPを参照。
(<http://www.nstac.go.jp/services/jisseki.html>)
- 4 政令で定める地方公共団体（平成 27 年 3 月末現在で、47 都道府県及び 20 指定都市）が実施した統計調査に係る調査票情報については、当該地方公共団体の条例の規定に基づき二次利用等が行われている。なお、オーダーメイド集計及び匿名データに関する規定を定めている地方公共団体も少数みられるが、これまでのところ利用実績は無い。

表 「調査票情報の二次利用及び提供」の具体例 (平成26年度)

(所管府省) 統計調査名	提供先 (注1)	調査票情報の利用目的	
		類型 (注2)	概要
(内閣府)			
法人企業景気予測調査	—	その他	我が国企業の製品販売価格の動向がどのような要因で決まっているのかを検証するとともに、価格の粘着性の程度や価格改訂方向と粘着性の関連を定量的に検証する。また、企業属性と販売価格予想の関係を定量的に分析することにより、どのような企業がより価格改訂しにくいと考えているかを分析する。 上記の分析を行い、内閣府経済社会総合研究所ディスカッションペーパー、もしくはワーキングペーパー作成のための基礎資料とする。
(総務省)			
科学技術研究調査	—	統計調査	平成26年科学技術研究調査によって得られた結果のうち、資本金10億円以上の企業について、一部項目を情報通信業基本調査における調査票の内容とみなして平成26年情報通信業基本調査の統計を作成する。
経済センサス-活動調査	—	その他	地方消費税における清算基準の見直しのための基礎資料とする。
就業構造基本調査	—	審議会	統計委員会による未諮問基幹統計の確認時の提出資料作成のため、家計調査と就業構造基本調査の対象世帯の属性分布を比較する。
家計調査	内閣府	白書	「平成27年度年次経済財政報告」及び「日本経済2015-2016」において、消費税率引上げが家計行動に与えた影響をまとめる基礎資料とする。
家計調査、全国消費実態調査	厚生労働省	審議会	現行の母子世帯の生活扶助基準が、一般低所得母子世帯における生活扶助相当支出額と比較して妥当なものとなっているかを検証、分析するための基礎資料を得る。
家計調査	農林水産省	基本計画	「食料・農業・農村基本計画」を策定するための基礎資料として、主食用米の消費の実態を把握するとともに、中期的需要の変化予測を行う。
住宅・土地統計調査	地方公共団体	基本計画	住宅マスタープランの改定にあたり、現行計画で示された指標の達成状況を確認するため、住宅性能水準のうち特に住宅のバリアフリー化状況について把握する。
(財務省)			
法人企業統計調査	—	その他	法人企業統計調査の調査票情報を利用して、直接投資を含む設備投資行動とその背景での財務状況の精査を行う。プラスの投資ばかりでなく設備の除却にも光を当て、大企業と中小企業、上場企業と非上場企業、海外進出企業と非進出企業の間での違いなどに注目してそれぞれ研究を行う。なお、本研究の成果として、財務総合政策研究所の『フィナンシャル・レビュー』として取りまとめの上、公表を予定。
法人企業統計調査	経済産業省	白書	「2015年度版中小企業白書」作成のため、企業の業種別、従業員規模別の財務項目を時系列に集計し、財務項目の業種別、従業員規模別格差等について考察する。
(文部科学省)			
学校教員統計調査	—	白書	「科学技術白書」を作成するための基礎資料として、大学の若手・女性・外国人教員(研究者)の実態を把握するため、調査データをクロス集計分析等を行い、資料(図表)を作成する。
学校基本調査	—	統計調査	産業連関表の基礎資料のため、国公立学校の収入・支出に係るデータの集計に利用する。
地方教育費調査	—	審議会	衆議院文部科学委員会における審議のための資料を作成する。
学校基本調査	地方公共団体	その他	地方交付税法の基準財政需要額の算定基礎を算出するための統計の作成

(所管府省) 統計調査名	提供先 (注1)	調査票情報の利用目的	
		類型 (注2)	概要
(厚生労働省)			
人口動態調査	—	白書	「平成27年版自殺対策白書」を構成する基礎データを集計する。
賃金構造基本統計調査	—	審議会	最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正の審議に必要な統計を作成する。
患者調査	—	基本計画	地域医療構想策定ガイドラインの検討資料を作成する。
国民生活基礎調査、人口動態調査、雇用均等基本調査	地方公共団体	白書	女性活躍推進白書(仮称)を作成するための基礎資料とする。
薬事工業生産動態統計調査	地方公共団体	統計調査	鉱工業指数を算出するに当たり、化学工業データの基礎データ(医薬品)とし利用する。
賃金構造基本統計調査	地方公共団体	その他	和歌山県人事委員会が、地方公務員法に規定する趣旨に基づき、同県職員の給与制度を検討する基礎資料として、県内製造業の民間賃金の実態を把握するために使用する。
(農林水産省)			
漁業センサス、漁業経営調査	—	白書	平成26年度水産白書の作成(漁業主に視点をおいた自営漁業の実態検討、養殖規模による養殖業経営実態の比較分析)
農林業センサス	—	審議会	食料・農業・農村審議会企画部会での「食料・農業・農村基本計画」の検討において、農業労働力の将来予測の基礎データとして使用する。
農林業センサス	—	基本計画	次期「森林・林業基本計画」の策定に当たり、川上の素材生産業者の体制強化など国産材の安定供給体制の構築は、森林・林業施策における重点課題のひとつであり、その検討に必要な全国の素材生産の現況を把握する。
牛乳乳製品統計調査	地方公共団体	統計調査	県鉱工業生産・出荷指数の作成に利用する。
農業経営統計調査	地方公共団体	その他	県農林総合研究センサーにおいて、産地の潜在的生産力の推定の課題において、生産性を分析する。
(経済産業省)			
経済センサス-活動調査	—	白書	2015年版ものづくり白書において、地域創生の観点から、地域の経済や雇用を支える製造業の中堅企業に求められる役割について検討するため、平成24年経済センサス-活動調査の調査票情報を利用して、地域に所在する中堅企業を抽出し、所在地や雇用者数等の幅広い観点から分析を行うことにより、中堅企業が地域経済にとってどのように重要な役割を果たしているかについて分析を行う。
経済産業省生産動態統計調査、経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査	—	審議会	平成27~31年度石油製品需給見通しを作成する。(総合資源エネルギー調査会)
商業統計調査	地方公共団体	基本計画	中心市街地活性化基本計画を策定するにあたり、商業集積等についての現状を分析するために活用し、市全体及び中心市街地エリアの数値を集計・分析することで現状を把握するとともに、地域の抱える課題を導き出すことを目的とする。
工業統計調査	地方公共団体	統計調査	県民経済計算及び県市町村民所得推計作成のための推計基礎資料として利用する。
情報処理実態調査	独立行政法人	その他	研究所におけるプロジェクト(サービス産業に対する経済分析)の一環として活用する。
(国土交通省)			
建築着工統計調査	—	白書	平成26年版土地白書に掲載するための基礎資料として、倉庫等の建築物の着工動向の実態を把握する。

(所管府省) 統計調査名	提供先 (注1)	調査票情報の利用目的	
		類型 (注2)	概要
パーソントリップ調査	地方公共団体	審議会	近畿圏の人の移動について個人属性、起終点、活動・移動目的、利用交通手段、トリップ時間などを多面的に捉えることで交通実態を総合的に把握し、「近畿地方交通審議会次期答申に向けた検討調査」など交通戦略の検討を行うための基礎資料とすることを目的とする。
宿泊旅行統計調査	地方公共団体	基本計画	今後の観光振興策を企画立案するための統計を作成する。
建築物リフォーム・リニューアル調査	—	統計調査	当該調査の見直し（資本と支出の区分）を行うに当たり、試験調査の結果と併せて、調査事項の検証、リフォーム投資額の推定精度の試算及び定額基準の設定などに関する分析を行う。
(環境省)			
大気汚染物質排出量総合調査	—	その他	平成26年度温室効果ガス排出削減に係る信頼性・公平性調査において、温室効果ガスの削減に当たり、業種間の公平性について調査するために調査票情報を利用する。

(注) 1 提供先が統計調査の所管府省と同一の場合（調査票情報の二次利用の場合）は、「—」としている。

2 ・白書：白書や年次報告書等の作成のために用いる場合

・審議会：審議会等で利用する資料作成のために用いる場合

・基本計画：国政・地方行政の各種基本計画等の作成に用いる場合

・統計調査：統計調査等のために用いる場合（統計調査の名簿作成及びプレプリント、調査手法や推計方法等の検討、加工統計（国民経済計算、県民経済計算等）の作成等）

・その他：上記以外

（複数に該当する場合もあるが、本表では主なもののみを記載）

資料19 オーダーメード集計及び匿名データの利用可能な統計調査

(1) オーダーメード集計の利用可能な統計調査

府省名	統計調査名	提供対象	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数
内閣府	法人企業景気予測調査(財務省と共管)	平成16年4-6月期～26年7-9月期	1	5	1	6	1	7	1	8	1	9	1	11
	企業行動に関するアンケート調査	平成18年度～平成25年度	0	0	1	3	1	5	1	6	1	7	1	8
	消費動向調査	平成16年度～平成25年度	0	0	1	3	1	4	1	5	1	6	1	10
			1	4	8	36	8	52	8	74	8	94	8	110
総務省	国勢調査	昭和55年、60年、平成2年、7年、12年、17年、22年	1	4	1	4	1	4	1	4	1	6	1	7
	労働力調査	昭和55年1月～平成25年12月(月次調査)	0	0	1	20	1	22	1	23	1	33	1	34
	家計消費状況調査	平成14年1月～平成25年12月(月次調査)	0	0	1	2	1	9	1	10	1	11	1	12
	住宅・土地統計調査	昭和53年、58年、63年、平成5年、10年、15年、20年	0	0	1	2	1	4	1	4	1	5	1	7
	就業構造基本調査	昭和54年、57年、62年、平成4年、9年、14年、19年、24年	0	0	1	2	1	4	1	4	1	6	1	8
	社会生活基本調査	昭和56年、61年、平成3年、8年、13年、18年、23年	0	0	1	1	1	4	1	4	1	7	1	7
	家計調査	昭和56年1月～平成25年12月(月次調査)	0	0	1	4	1	4	1	23	1	24	1	33
	全国消費実態調査	平成16年、21年	0	0	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2
			1	5	2	33	2	35	2	37	2	39	2	41
財務省	法人企業景気予測調査(内閣府と共管)	平成16年4-6月期～26年7-9月期	1	5	1	6	1	7	1	8	1	9	1	10
	年次別法人企業統計調査	昭和58年度～平成25年度	0	0	1	27	1	28	1	29	1	30	1	31
文部科学省			1	1	1	2	1	3	1	4	1	5	1	6
	学校基本調査	平成20年度～25年度	1	1	1	2	1	3	1	4	1	5	1	6
厚生労働省	賃金構造基本統計調査	平成18年～25年	1	1	1	2	1	3	1	6	1	7	1	8
	人口動態調査(出生票、死亡票)	平成19年～23年	0	0	1	1	1	2	1	3	1	4	1	5
	毎月勤労統計調査(特別調査)	平成21年～25年	0	0	1	1	1	2	1	3	1	4	1	5
	医療施設(静態)調査	平成20年、23年	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	2
	患者調査	平成20年、23年	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	2
			2	3	3	5	3	6	4	7	5	15	5	19
農林水産省	農林業センサス	平成17年、22年	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2	1	2
	漁業センサス	平成15年、20年	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
	海面漁業生産統計調査	平成19～25年	0	0	1	2	1	2	1	2	1	5	1	7
	木材統計調査(製材月別統計調査)	平成23～25年	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	1	3
	農業経営統計調査	平成20～24年	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	1	5
経済産業省			0	0	0	0	1	3	1	4	1	5	1	6
	経済産業省企業活動基本調査	平成20年度調査～25年度調査(19年度実績～24年度実績)	0	0	0	0	1	3	1	4	1	5	1	6
国土交通省			0	0	1	1	1	2	1	4	1	5	1	6
	建築着工統計調査	平成21年4月～平成26年3月(月次調査)	0	0	1	1	1	2	1	4	1	5	1	6
(国の行政機関)小計			6	14	20	87	23	119	24	155	25	193	25	228
日本銀行			1	5	1	6	1	7	1	8	1	10	1	11
	短観(全国企業短期経済観測調査)	平成16年3月調査から平成26年12月調査までの各調査回	1	5	1	6	1	7	1	8	1	10	1	11
合計			7	19	21	93	24	126	25	163	26	203	26	239

注) 共管調査(複数の府省が共同で行う調査)については、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省ごとの件数と合計は一致しない。

(2) 匿名データの利用可能な統計調査

府省名	統計調査名	提供対象	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数
総務省	全国消費実態調査	平成元年、6年、11年、16年	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年、18年	1	3	1	3	1	4	1	4	1	4	1	4
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3
	労働力調査	平成元年1月～平成22年12月(月次調査)	0	0	0	0	1	19	0	20	1	21	1	22
	国勢調査	平成12年、17年	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2
厚生労働省			0	0	0	0	1	1	1	2	1	3	1	3
	国民生活基礎調査	平成13年、16年、19年	0	0	0	0	1	1	1	2	1	3	1	3
合計			4	13	4	13	6	34	6	36	7	40	7	41

資料20 オーダーメイド集計及び匿名データの提供(実績)

(1) オーダーメイド集計の提供実績

府省名	統計調査名	提供件数						
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	累計
内閣府	(小計)	0	1	0	1	1	0	3
	法人企業景気予測調査(財務省と共管)	0	1	0	0	0	0	1
	企業行動に関するアンケート調査		0	0	0	0	0	0
	消費動向調査		0	0	1	1	0	2
総務省	(小計)	4	9	9	16	9	22	69
	国勢調査	4	8	2	8	5	9	36
	労働力調査		1	0	3	0	0	4
	家計消費状況調査		0	0	0	0	0	0
	住宅・土地統計調査		0	4	3	2	3	12
	就業構造基本調査		0	0	1	2	6	9
	社会生活基本調査		0	1	0	0	3	4
	家計調査		0	1	1	0	1	3
財務省	(小計)	0	1	0	0	0	0	1
	法人企業景気予測調査(内閣府と共管)	0	1	0	0	0	0	1
	年次別法人企業統計調査		0	0	0	0	0	0
文部科学省	(小計)	0	1	0	0	0	0	1
	学校基本調査	0	1	0	0	0	0	1
厚生労働省	(小計)	0	0	1	3	3	4	11
	賃金構造基本統計調査	0	0	0	1	2	2	5
	人口動態調査		0	1	1	0	1	3
	毎月勤労統計調査(特別調査)		0	0	0	0	0	0
	医療施設(静態)調査			0	0	0	0	0
患者調査			0	1	1	1	3	
農林水産省	(小計)	0	0	0	0	0	0	0
	農林業センサス	0	0	0	0	0	0	0
	漁業センサス	0	0	0	0	0	0	0
	海面漁業生産統計調査		0	0	0	0	0	0
	木材統計調査(製材月別統計調査)				0	0	0	0
農業経営統計調査					0	0	0	
経済産業省	(小計)		0	0	0	0	0	0
	経済産業省企業活動基本調査			0	0	0	0	0
国土交通省	(小計)		1	0	0	0	2	3
	建築着工統計調査		1	0	0	0	2	3
(国の行政機関)小計		4	12	10	19	13	28	86
日本銀行	(小計)	0	0	0	0	0	1	1
	短観(全国企業短期経済観測調査)	0	0	0	0	0	1	1
合計		4	12	10	19	13	29	87

注1) 利用目的は、平成25年度の住宅・土地統計調査に係る1件の利用が高等教育目的であり、その他の利用は全て学術研究目的である。

注2) 平成22年度については、共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の提供実績が1件(法人企業景気予測調査(内閣府及び財務省))あり、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省の小計欄の合計と合計欄の数字は一致しない。

注3) 平成24年度については、1件の提供で複数の統計調査に係るオーダーメイド集計の提供を行ったもの(国勢調査(総務省)、労働力調査(総務省)及び賃金構造基本統計調査(厚生労働省))がある。このため、1)総務省の各統計調査の提供件数の合計と小計欄の数字は一致せず、2)各府省の小計欄の合計と合計欄の数字は一致しない。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	累計
合計	4	12	10	21	13	29	89

(2) 匿名データの提供実績

府省名	統計調査名	提供件数						
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	累計
総務省	(小計)	20	38	31	27	33	33	182
	学術研究目的	18	36	28	24	30	32	168
	高等教育目的	2	2	3	3	3	1	14
	(参考)統計調査ごとに計上した場合の小計	23	42	36	30	39	41	211
	学術研究目的	19	40	31	26	33	40	189
	高等教育目的	4	2	5	4	6	1	22
	全国消費実態調査	6	17	12	13	8	14	70
	学術研究目的	5	17	10	11	7	14	64
	高等教育目的	1	0	2	2	1	0	6
	社会生活基本調査	10	9	16	11	10	13	69
	学術研究目的	9	9	15	11	9	13	66
	高等教育目的	1	0	1	0	1	0	3
	就業構造基本調査	7	10	7	5	15	6	50
	学術研究目的	5	8	6	3	12	5	39
	高等教育目的	2	2	1	2	3	1	11
	住宅・土地統計調査	0	6	1	1	3	2	13
	学術研究目的	0	6	0	1	3	2	12
	高等教育目的	0	0	1	0	0	0	1
	労働力調査			0	0	2	2	4
	学術研究目的			0	0	1	2	3
高等教育目的			0	0	1	0	1	
国勢調査					1	4	5	
学術研究目的					1	4	5	
高等教育目的					0	0	0	
厚生労働省	(小計)			2	5	8	4	19
	学術研究目的			2	5	7	4	18
	高等教育目的			0	0	1	0	1
	国民生活基礎調査			2	5	8	4	19
	学術研究目的			2	5	7	4	18
高等教育目的			0	0	1	0	1	
合計	(小計)	20	38	33	32	41	37	201
	学術研究目的	18	36	30	29	37	36	186
	高等教育目的	2	2	3	3	4	1	15

注) 1件の提供で複数の統計調査に係る匿名データの提供を行ったものがあるため、総務省の各統計調査の提供件数の合計と小計欄の数字は一致しない。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)						
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	累計
合計	23	42	38	35	47	45	230
学術研究目的	19	40	33	31	40	44	207
高等教育目的	4	2	5	4	7	1	23

資料 29 指定委託法人の検討（統計法附則第 17 条に基づく本則第 37 条の見直しの検討）
について
（各府省等に対する意見照会結果と対応）

平成 26 年 12 月 18 日

総務省政策統括官（統計基準担当）

1 意見照会結果

指定委託法人の検討に関し、各府省等に対して実施した意見照会（回答期限：平成 26 年 5 月 9 日）の結果概要は以下のとおり。

（1）指定委託法人の追加候補について

所管の独立行政法人等に関し、（独）統計センターのほかに統計法第 37 条の「政令で定める独立行政法人等」に該当すると考えられる法人（潜在的な可能性を有するものを含む）がないかを照会

→ 該当する法人はなかった。

（2）指定委託法人の規定の見直しについて

事務の全部委託先を「政令で定める独立行政法人等」に限定していることについて、委託先の条件を緩和することの必要性等を照会

→ 現行の規定で支障がないとする意見のほか、特段の意見はなかった。

（3）全部委託する業務の内容について

拡大又は縮小すべき業務はないかという観点等から照会

→ 以下の意見が見られた。

- ・ リモートアクセスを活用したオンサイト利用の実用化やオーダーメイド集計の利用条件の緩和など、統計法第 33 条の規定に基づく調査票情報の提供等も含めた新たな提供形態を想定し、今後、適宜適切な検討を行うことが必要。
- ・ 事前相談の対応に相当の負担が生じていることも踏まえ、システム化・自動化方策も含めた、制度や合理的なサービスの整備を検討することが必要。

（4）（独）統計センターについて

事務の全部委託先の（独）統計センターについて、これまでの実績に対する評価等を照会

→ 独立行政法人通則法第 34 条に基づく「統計センターの第 2 期中期目標期間の業務実績に関する評価書」（平成 25 年 9 月 総務省独立行政法人評価委員会）では、オーダ

オーダーメイド集計に関してA評価（目標を十分に達成）、匿名データの提供に関してAA評価（目標を大幅に上回って達成）となっている。

また、委託元の府省から、平成25年度における受託業務の満足度に関して「満足」又は「おおむね満足」との回答を受けている。

今後とも中核的な役割を果たすことが期待される。

2 結果を踏まえた対応

(1) 事務の全部委託先として、引き続き（独）統計センターを指定することは適当か。

意見照会の結果、事務の全部委託先の（独）統計センターについての評価は高く、今後も中核的な役割を果たすことが期待されるため、引き続き指定することが適当である。

(2) （独）統計センターのほかに、統計法第37条の「政令で定める独立行政法人等」に該当する法人はないか。また、これまでの5年間の社会経済情勢の変化等を勘案した上で、引き続き委託先を「政令で定める独立行政法人等」に限定することが適当か。

意見照会の結果、指定委託法人の追加候補はなかった。

また、この5年間において、公的な統計調査の業務の民間委託は更に拡大しており、民間事業者においてオーダーメイド集計や匿名データの提供の事務を受託するための体制は、以前に比べると整ってきていると考えられるが、委託される事務の中には「学術研究の発展に資すると認める場合」等に該当するか否かの判断など、本来調査実施者が行うべき事務も含まれることから、全部委託する業務の内容に変更がない限り、委託先は行政機関に準じる者とするのが望ましい。

(3) 全部委託する業務の内容は適切か。

意見照会の結果、今後検討すべき課題はあるものの、現時点においては適切であると考ええる。

→ 以上を踏まえると、指定委託法人に関する規定（統計法第37条）について、現時点で特段の措置を講じる必要はないものと考える。

ただし、オーダーメイド集計の利用条件の緩和など、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定）において掲げられた「調査票情報等の提供及び活用」に関する課題の検討を進める中で、今後、本規定について見直しが必要となる場合がある。

統計法附則第 17 条に基づく本則第 37 条の

見直しの検討に当たっての論点 (案)

平成 26 年 3 月 26 日

総務省政策統括官室 (統計基準担当)

1 経緯

「規制改革・民間開放推進 3 か年計画 (再改定)」(平成 18 年 3 月 31 日閣議決定)において、「規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直すこととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各府省は、その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除き、当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項 (以下「見直し条項」という。) を盛り込むものとする。」とされたことを受け、統計法附則第 17 条の見直し条項 (本則第 37 条の見直し) が盛り込まれたもの。

2 論点

(1) 事務の全部委託先として、引き続き (独) 統計センターを指定することは適当か。

－ これまでの 5 年間の実績や評価はどのようになっているか 等

(2) (独) 統計センターのほかに、統計法第 37 条の「政令で定める独立行政法人等」に該当する法人はないか。また、これまでの 5 年間の社会経済情勢の変化等を勘案した上で、引き続き委託先を「政令で定める独立行政法人等」に限定することが適当か。

－ 業務の委託先に求められる要件はどのようなものか。

(例：情報管理体制は万全か、製表業務や秘匿処理の方法に精通しているか、国民の信頼を確保できる法人か 等)

(3) 全部委託する業務の内容は適切か。

－ 拡大又は縮小すべき業務はないか。

※ 上記の論点に沿って検討を行い、平成 26 年度中に結論を得る。

統計法令関係条文

(統計法附則第17条に基づく本則第37条の見直しの検討 関係)

統計法 附則

(検討)

第十七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法第三十七条の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

統計法

(事務の委託)

第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

(委託による統計の作成等)

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

統計法施行令

(事務の全部の委託先となるべき独立行政法人等)

第十二条 法第三十七条の政令で定める独立行政法人等は、独立行政法人統計センターとする。